

タイトル 職員の懲戒処分について

11月29日に本市の職員に対して、懲戒処分を行いましたのでお知らせします。

記

- 所属 属：総務部
- 職等 等：参事・男性・55歳
- 処分内容：停職 1ヶ月
- 処分年月日：令和元年11月29日
- 事案概要：

平成29年7月から平成31年3月までの間(1年9ヶ月、353,875円)、収入が認定基準を超えるため扶養親族に該当しない長男の扶養手当を不正受給していた。

また、平成20年8月にも、同じく扶養親族に該当しない妻の扶養手当を不正受給しており、再三にわたり注意喚起をする中で、今回が2度目となる扶養手当の不正受給である。

しかも不正受給した扶養手当を期限までに返還するよう再三促したにも関わらず、すみやかに応じないことは職員としてあるまじき行為である。

上記の事実が、地方公務員法第29条第1項第2号及び第3号の規定に該当するため、停職 1ヶ月とするものである。

担当部署	総務部 人事課	担当者	五島 裕一
直通	0957-73-6623	E mail	jinji@city.minamishimabara.lg.jp
詳しくは <small>☎</small>		検索ワード	
担当者 連絡先			